

平成30年第3回甲良町議会臨時会会議録

平成30年10月19日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 議案第58号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
追加1 発議第5号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	西川誠一	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	西村克英
税務課長	福原猛	学校教育課長	上橋純子
住民課長	小林千春	社会教育課長	大野けい子
企画監理課長	村岸勉	保健福祉課長	米田志保子
総務課参事	橋本浩美	建設水道課長	中村康之
人権課長	中川愛博	会計管理者	宮川哲郎
産業課長	北坂仁		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間忍 書記 藤井千恵

(午後0時59分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成30年第3回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 田中議員、3番 山田充議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、平成30年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

9月下旬から10月にかけて、甲良町の偉人顕彰会の活動が目白押しとなりました。9月23日、24日は島根県安来市において5年ごとに開催される尼子一族全国大集会が開催され、東北岩手県から九州佐賀県までの尼子関係者が集い、本町から尼子武者隊と高虎甲冑隊が現地での武者行列に参加をされ、また、なじみの地域、奥田原集落で民泊交流をさせていただきました。10月7日は380年の歴史を誇る津祭りが開催されました。三重県の県都津市28万人の伝統行事は、市内の大パレードや65チームが参加するよさこい踊りなど、盛大に開催されました。津市の市長さんをはじめ関係者の皆様、そして高知県職員、北海道上富良野町の方などと交流させていただきました。10月16日、17日は世界遺産に登録されている日光東照宮の秋季例大祭、百物揃千人武者行列に参加し、日光市長ならびに日光市議会議長と交流をさせていただきました。これら関係市とは、甲良三大偉人など郷土の偉人のゆかりの地との交流でありまして、今後においても、教育、文化、

産業、経済など広く交流を図り、友好と理解を深め、本町の発展につなげていきたいと考えております。

さて、あす20日は第10回高虎サミット in 甲良を開催いたします。関係の市町からたくさんの方々が本町にお見えになります。議員の皆様もご出席をいただきまして、ホスト役として交流の輪を広げていただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第58号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ4,668万8,000円を追加し、補正後の予算を41億6,977万5,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入では財政調整基金の繰入金増額、歳出では、台風21号の被害による予算計上でありまして、町内各区への交付金、園芸作物振興事業補助金の増額、町公共施設及び改良住宅の修繕費用、教育施設の補修等関係費用を計上させていただきました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 次に、日程第3 議案第58号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第58号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

上記の議案を提出する。

平成30年10月19日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第58号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第3号）を説明いたします。

予算書の裏面をお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,668万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億6,977万5,000円にするものであります。

1ページをお願いします。歳入の部であります。

17款 繰入金、補正額、4,668万8,000円であります。

次の2ページをお願いします。歳出の部であります。

2款 総務費、補正額231万円。3款 民生費、133万9,000円。6款 農林水産業費、441万1,000円。8款 土木費、248万8,000円。9款 消防費、29万5,000円。10款 教育費、3,584万5,000円。歳出合計が4,668万8,000円であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 2点質問いたします。

この予算と関連します災害見舞金支給要綱の中にある点ですが、甲良町行政区設置規則とあります。文言の整理をぜひ検討してほしいと思いますのは、地方自治法で設置されている自治体、この自治体のもとに行われる行政のことと、それから、今現在甲良町で各字の中に区が設置されています。その区はあくまで住民の自治の範囲です。ですから、平成27年の規則で定められていますけども、行政区というのを自治区に変更するよう、ぜひ検討していただいて、文書上、私も紛らわしいというように思いました。行政区となると、行政がかかわる、もちろんかかわりますが、自治区の範囲ですので、ぜひ検討をいただきたい、その見解をお願いしたいと思います。

もう1つは、この支給見舞金、それぞれ行政区別の金額が示されていますが、その使い道の枠組み、基本ラインを町の方でぜひ示してもらいたい。つまり、自治区に払われたから自由に使えるということではなくて、21号の被害救済のためですから、その点徹底をして、各字に示してもらおうというのが必要だと思いますので、その2点の説明をお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 行政区と自治区の名称の関係であります。今議員が言われたように、やはり行政区は法律上の言葉とされてますので、勘違いをされるということでしたら、改定のほうで検討をしていきたいと思えます。

次の使い方、使途ですが、先ほども全協で課長補佐が説明しましたが、そういうことを一ぺん整理して、区の方にはお示ししたいと思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第58号は可決されました。

10番 建部議員。

○建部議員 動議を提出します。

○丸山議長 建部議員、何の動議ですか。

○建部議員 町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の発議でございます。

○丸山議長 賛成者はいますか。

(「賛成します」の声あり)

○丸山議長 ただいま建部議員から提出されました動議は、所定の賛成者があり、動議は成立しました。

本日の日程に追加します。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後1時10分 休憩)

(午後1時13分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1の1、日程第1、発議第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第5号。

平成30年10月19日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部議員。

賛成者 木村議員。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項、第2項及び第3項、ならびに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出します。

○丸山議長 本発議については、建部議員から提案説明を求めます。

10番 建部議員。

○建部議員 提案内容の説明を申し上げます。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでござ

います。

附則中「第11項」を「第13項」とし、第8項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第7項の次に、次の2項を加える。

8、平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間における町長の給料月額は、第3条及び第7校の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額からその給料月額の100分の30に相当する額を減じた額とする。

9、平成31年4月1日から当分の間における町長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額からその給料月額の100分の30に相当する額を減じた額とする。

附則。この条例は平成30年11月1日から施行する。

理由ですが、先ほどの全員協議会でもその協議がなされました。10月9日にその告発内容が3人の議員から提出され、翌10月10日には新聞紙上6紙、またBBC放送によりますことで、この内容が大きく取り上げられました。その中であって、野瀬町長は、一切コメントしない、この件については答えないという内容で終始しました。今日も全協の中で、私ならびに西澤議員の質問にも一切答えることはございませんでした。

しかし、内容を見て、それぞれの各新聞社が取材された内容を一つ一つ見ましても、この事実は私は本日確信しました。なぜなら、ここに書かれてることがもし無実というか事実でないとしたら、私なら、本当にここに取材のあった、またここに名前の挙がってる町議会議員に対して、名誉棄損罪、損害賠償の請求を行います。でも、このことについて、一切事実か事実でないかも答えない。でも、町長の姿勢を見て、これはもう間違いないということが本日確信を得ました。

そこで、町長は以前に、虚偽事項の公表罪という違反行為を起こして、私どもは大津地検に告発をいたしました。そして、今回、それよりかもう一つ罪の重い選挙運動に関する収入及び支出の規制違反、また選挙費用の法定額違反を犯されました。町長は本来なら即辞職に値することですが、本人は辞職をしないということを今日の全協で述べました。

そこで、その懲戒として、町長給料の減額処分、これは前回に引き続き、今回は30%ということになります。平成30年11月1日、すなわち来月から、従前の20%プラス今回の30%で5カ月間は50%の減額になります。そして、31年4月1日からは、今日の提案の30%が在職中の当分の間でございますから、町長が就任、在職している間は給料の30%が減額されると、そういう提案でございます。

議員の皆様方のご賛同を何とぞよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 建部議員に見解を尋ねておきたいんですが、9のところですが、当分の間、先ほど説明がありましたが、在職中には30%の減額と、つまり4月1日から在職中は30%の減額と、この「在職中」という方がわかりやすいというように思います。「当分の間」、文章的に理解するのは二、三カ月かなとか半年かなというように思いますので、その点は「当分の間」というのは「在職中」というように読みかえればいいのかというように思いますが、条例ですので、文章を正確にしておく必要があると思いますが、「当分の間」ということよりも「在職中」というように明確にした方がいいのではないかと思います。見解をお願いします。

○丸山議長 10番 建部議員。

○建部議員 お答えします。行政用語というかこういう条例規則の文言の中に、「在職中」という表現がなかった。それでもって「当分の間」というのが一応行政というか上部機関に問い合わせまして、その表現でいいのかどうかというのを確認の上で、「当分の間」にしました。

「当分の間」ですから、現町長の在職期間中、要するに本人の現町長に対する処罰でありますから、現町長がほかの町長にかわられた場合は、もうその「当分の間」は消えますし、そういうことで、現町長へのこれは処罰としての「当分の間」でございますので、在職中というふうにとっていただくと。文言としては「当分の間」という指導を受けましたので、一応そういう表記にしました。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 まず、この発議に対して賛成討論をさせていただきます。

実は提出者の建部議員とはこのパーセンテージのことでいろいろと議論を重ねてまいりました。まず、さっきありました全協で、町長がいろんな質問に関してどのような答弁をされるかということを見てみたいというふうに思っておりました。でも、ご存じのとおり、「答えられない」ではなく、「答えられない」「答えられない」「答えられない」という答弁しか返ってきませんでした。それをもって、プラス30%というパーセンテージが出ました。それに対する賛成討論とさせていただきますと思います。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 全協で、今お話がありますように「答えない」というところの発言がありましたけども、公職選挙法の違反というところで、違反の疑いがあるというところで、この議決をするということに、私は問題を感じております。

この議案に対しては反対といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は、全協で最後の2点の質問をさせていただきました。告発をされた東びわこの虚偽の推薦疑惑、それから今回の収支報告書に不記載の疑惑、私は疑惑としています。しかも、その疑惑は非常に根拠のある疑惑となっています。そういう疑惑を抱えたまま説明責任も果たさない。そして、こういう状況で行政のトップとして務まるのかという点は、大変重く私は感じています。それは何よりも、今、甲良町が着服事件や職員間の問題、第三者委員会に提起をしなければならないぐらい、また、いろんな外部に委託する問題が出てきています。そのことを統括し、指導していく上で何が重要かと。法律と規則、そして良心に従って行政を運営するというのが最大の役割です。その中心をなすのが町長の政治責任です。この政治責任について疑惑に答えない、説明責任も果たさないという点では、やはり甲良町が再生をすることを目的に町長選に立候補して、そのことを公約に掲げた野瀬町長の行為としてはあるまじきところだというように思います。

疑惑でないというのだったら、疑惑でないとして説明を果たすというのが大事ですし、上申書にも出ています。それから、私ども3人の要請書の中に、告発すべきということで、書かさせていただいています。疑惑を指摘させていただきました。そして、2人の方は貸したという事実を認めておられます。その資金がどういように使われたのかという点でも、町長は疑惑に答えて説明をする責任があります。その責任を一切放棄しているという点で、私は重大だというように思いますし、そのことを自ら給料の減額を出さないことも含めて、懲戒的な意味合いの3割減額、大変大事だというように思っていますので、議会としてのけじめ、それから議会としてのメッセージをきちっと町民に送るといふ点では、可決すべきだと思いますので、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

お諮りします。

発議第5号に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第5号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 平成30年第3回臨時議会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

9月4日、台風21号の襲来は猛烈な風台風で、これまでの観測史上を更新する最大瞬間風速に見舞われ、改めて今後の防災対策の強化を考えさせられました。この台風被害に伴うそれぞれの科目の予算計上に対しましてご審議をいただき、ありがとうございました。平成30年度一般会計補正予算(第3号)につきまして、可決をいただき、ありがとうございます。速やかに予算執行ができるよう、スピーディーに事務処理をいたしてまいりたいと存じます。

先週、10月13日の第2回まちづくりフォーラムは、国の第一線でご活躍され、とても多忙な明治大学小田切教授においでをいただき、「田園回帰の潮流 甲良町で関係人口の取組を行うには」と題する講演をいただき、内容が濃縮した講義をしていただきました。具体的には、今後、東京農工大学の中島先生に各集落に入ってください、集落調査をもとに集落コミュニティの活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

平成30年度の下半期は今後の行財政運営の硬直化が徐々に改善できるよう、行政改革の第1歩に着手するとともに、よい施策も展開できるよう、努力を重ねてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き行政施策へのご提言や、僭越ではありますが、議員活動にお励みいただきますことをお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、平成30年第3回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後1時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 田 中 章 浩

署 名 議 員 山 田 充